



住宅改修費支給 ※介護保険

お問い合わせ	総合ケアセンター 介護保険担当 住 所 本別町西美里別6番地15 電 話 0156-22-8520 F A X 0156-22-6811 営業日時 月～金 8:30～17:15
概 要	手すりの取り付けや段差の解消などの住宅改修をする際、20万円を上限に改修費の一部が介護保険から支給されます。 ※事前の申請が必要です。
対 象	介護保険の要介護認定で、要支援1・2または要介護1～5と認定されている人
対象となる改 修	<ul style="list-style-type: none">・廊下や階段、浴室やトイレなどへの手すり設置・段差解消のためのスロープ設置・滑り止めなどのための床または路面の材料の変更・引き戸などの扉の取り換え・洋式便所などへの便器の取り換え・上記の改修に伴って必要となる工事 ※対象とならない場合もあるため、必ず事前にご確認ください。

本別町住宅改修支援事業

本別町では、建築士（建築士会）・理学療法士・ケアマネジャー・福祉担当者などによる住宅改善支援チームがご自宅を訪問し、高齢者の身体状況・経済状況などを考慮しながら無料で住宅改修の相談、費用の見積もり、施工方法の助言などを行っています。

【お問い合わせ】

本別町総合ケアセンター 高齢者福祉担当
電話 0156-22-8520





高齢者などの住宅改修費用の助成

※本別町独自

お問い合わせ	総合ケアセンター 高齢者福祉担当 住 所 本別町西美里別6番地15 電 話 0156-22-8520 F A X 0156-22-6811 営業日時 月～金 8:30～17:15
概 要	高齢者等の住宅を改修される人に、その費用の一部を助成します。
対 象 者	本別町に在住する町民税非課税世帯の次の人 ① 介護保険の要支援以上の認定を受けている人、または重度身体障がい者・児（条件あり） ② ①以外の65歳以上の高齢者
対 象 住 宅	自らが住む町内にある住宅（借家を含み、公営住宅を除く）
対 象 改 修	介護保険の住宅改修と同様の内容 ※維持補修的な工事を除く。 ※その他対象となる工事もあります。ご相談ください。
助 成 金 額	○対象者① 介護保険の改修と同時に施工し、20万円（介護保険分）を超えた分の30万円までのうち一部を助成。 ○対象者② 3万円以上の改修を対象に、30万円までのうち2/3を助成。

